官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（厚生労働二一）　一
〔法規的告示〕
○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（厚生労働六七）　二
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（同六八）　一四
○診療報酬の算定方法の一部を改正する件（同六九）　三
○基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（同七〇）　二九
○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同七一）　三四
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同七二）　三九一
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同七三）　五二六
○訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（同七四）　五二六
○訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件（同七五）　五二六
○入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同七六）　五五九
○入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等の一部を改正する件（同七七）　五六〇

省令

○厚生労働省令第二十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十条第一項及び第七十二条第一項（これらの規定を同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）並びに第九十二条第二項（第百十一条第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十九条第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎